

機関番号：14501
 研究種目：若手研究（B）
 研究期間：2008～2010
 課題番号：20730064
 研究課題名（和文） 「当事者の自己に不利益な陳述」を通じた紛争定義権能に関する基礎的考察
 研究課題名（英文） The party right to define the object of the trial in comparison to the statement of the parties which is disadvantageous to themselves.
 研究代表者
 八田 卓也 (HATTA TAKUYA)
 神戸大学・大学院法学研究科・准教授
 研究者番号：40272413

研究成果の概要（和文）：

民事訴訟における紛争定義権能には、結論レベルのものと、訴訟資料レベルのものがある。民事訴訟において紛争定義権能を原告に与える処分権主義は、審判対象を純粋に結論レベルにおいてのみとらえる日本の一般的な訴訟物理解（旧訴訟物理論・新訴訟物理論）を前提とすれば、原告による紛争定義権能の独占を結論レベルにおいて認めることのみ正当化し得る。よって、訴訟資料レベルの紛争定義権能は被告にも開放する必要がある。

研究成果の概要（英文）：

The party right to define the object of the civil procedure consists of two levels: that of conclusion and that of the materials. The disposition principle, which gives the right to define the object of the civil procedure basically to the plaintiff, can only justify the dominance of right to define the object of procedure by the plaintiff only on the level of the conclusion, when we base ourselves on the understanding of claim as the plaintiff's material right or the plaintiff's position to receive the delivery.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2009年度	900,000	270,000	1,170,000
2010年度	900,000	270,000	1,170,000
年度			
年度			
総計	2,800,000	840,000	3,640,000

研究分野：民事訴訟法

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：訴訟物、主張責任、処分権主義、弁論主義

1. 研究開始当初の背景

本研究の研究代表者は、「民事訴訟における『主張共通の原則』の再検討」（平成17年度・若手研究（B））による研究の結果、以

下の知見を得た：民事訴訟においてほぼ疑いのない公理のように考えられてきた「主張共通の原則」は「当事者の一方が自己に不利益な事実を陳述したがそれを相手方が援用し

ない場合」(以下、不利益陳述状況)の取り扱いにおいて、当該不利益陳述を、それが被告によるものであっても裁判所が必ず斟酌することを指示する。しかし、不利益陳述状況の処理としては、原告の主張のみを取り出したときにそれが有理性を有しない限り請求を棄却するという扱い(以下「有理性審査説」とする)や、証明責任を負う当事者に不利に不利益陳述状況を処理するという扱い(以下「証明責任説」という別の扱いも考えられ、不利益陳述状況の処理としては、証明責任説が妥当であると考えられる。

しかし、研究代表者は、上記研究の結果、証明責任説が本当に妥当かどうかは、紛争定義権能の観点から再検討する必要があると考えるに至った。その理由は、下記の2点である。

①まず、紛争定義権能という観点から見た場合、有理性審査説は、原告に攻撃防御方法レベルの紛争定義権能を与え、証明責任説は証明責任を基準としてこれを原告・被告に分配し、主張共通の原則はこれを原告・被告双方に平等に認める考え方といえる。当事者の紛争定義権能には、このような攻撃防御方法レベルの者の他に訴訟物レベルのものも考えられる以上、当事者間の紛争定義権能の分配のあり方という観点から、不利益陳述状況の妥当な処理方法を検討する必要がある。

②また、訴訟物論において新訴訟物理論に立ったとしても、例えば金銭債権においては「事実関係」が訴訟物特定の役割を果たすことが指摘されている(松本博之=上野泰男『民事訴訟法(第4版補正版)』167頁)。しかし、訴訟物特定の役割を果たさない「事実関係」もある。たとえば、(a)原告がAという注射の際の過失を理由として損害賠償請求訴訟を提起したのに対し、被告がAという注射の過失は争いつつ別のBという注射の

際の過失は自認した場合、A・B注射に基づく損害賠償請求権は別個の訴訟物と解する余地があり、その場合、主張共通の原則によっても、裁判所は請求を認容することはできない。にもかかわらず、(b)原告が、注射液の不良という過失を理由に損害賠償請求訴訟を提起したのに対し、被告が、注射液の不良という過失態様は争いつつ消毒不完全という過失態様を自認した場合には、過失態様は訴訟物の異同に関わりないと一般に考えられており、主張共通の原則を採用すれば、被告の陳述を根拠に過失を認定し、請求を認容する余地が生じる。以上の(a)(b)の差異は、一つには訴訟物レベルでの紛争定義権能は原告が専有しているのに対し、主張共通の原則を採用すれば事実レベルでの紛争定義権能は原告と被告の両当事者が共有することに起因するものと考えられる。しかし、このような差異が生じるという帰結自体に、果たして合理性があるのかどうか検証する必要があり、そのためには訴訟物をいかに把握すべきか、紛争定義権能をどのレベルで誰に与えるべきか、等の問題の検討を経る必要がある。

2. 研究の目的

民事訴訟においては、処分権主義および弁論主義により、当事者(原告及び被告)は、訴訟物レベルでの紛争定義権能と、事実(攻撃防御方法)レベルでの紛争定義権能の二つのレベルの紛争定義権能を有する。前者の紛争定義権能は原告が独占するのに対し、後者の紛争定義権能を誰が有するかは、現在までのところ明らかではない。

本研究は、この紛争定義権能に関し、以下の3点を解明することを目的とする。

(1) 訴訟物レベルでの紛争定義権能と、事実(攻撃防御方法)レベルでの紛争定義権能

の二つのレベルの紛争定義権能の相関関係を解明する。

(2) 訴訟物レベルでの紛争定義権能を原告が独占していることに鑑みつつ、事実（攻撃防御方法）レベルでの紛争定義権能を誰に与えるのが適切かを、訴訟物概念の理解との関連で明らかにする。特に、訴訟物概念については、日本における実務が採用する旧訴訟物理論、学説上多数説を占める新訴訟物理論、ドイツ通説である二分肢説の各説があることを踏まえつつ、かかる訴訟物概念の相対性を意識し、それとの関連で各レベルで紛争定義権能を有するべきものを明らかにする。

(3) 上記 (1) (2) を踏まえ、紛争定義権能の観点から見た、不利益陳述状況の最も妥当な解決方法を解明する。

3. 研究の方法

研究の方法としては、以下の方法によった：

(1) 資料収集・文献講読。具体的には、訴訟物理論、相手方の援用しない自己に不利益な事実の陳述といった論点を中心とした日本の民事訴訟法に関する邦語文献、及び、訴訟物理論、レラチオンステクニーク、自己に不利益な事実の陳述といった論点を中心としたドイツの民事訴訟法に関する邦語文献、独語文献を収集・講読した。

(2) 各種研究会・学会・ヒアリング等により、訴訟物の把握や、相手方の援用しない自己に不利益な事実の陳述の処理方法という問題に関する研究者及び実務家に対する意見収集。

4. 研究成果

攻撃防御方法レベルの紛争定義権能を第1次的に原告に与える不利益陳述状況の処理についての有理性審査説は、「訴訟物」につ

いての紛争定義権能に関するドイツの通説的把握である二分肢説と対応する。なぜなら、有理性審査説は、「原告の主張する事実から原告の要求する申立てを導き出すことができるか」が訴訟における争訟プログラムだという理解に基づく。この争訟プログラムの理解は、「事実」と「申立て」の双方を特定する義務を原告に課すものであり、そこで把握される訴訟物は必然的に二分肢説的になるからである。沿革的にも、ドイツにおいて二分肢説による訴訟物の把握方法が通説として固まる時期と、不利益陳述状況の処理方法についての有理性審査説がドイツにおいて実務を中心として通説的理解として固定する時期とは、20世紀前半として一致しており、ドイツにおける訴訟物レベルと事実レベルの紛争定義権能の把握に関する強い相関関係を見て取ることができる。

日本における「訴訟物」についての紛争定義権能に関する学説である旧訴訟物理論・新訴訟物理論は、「結論」に相当する権利関係・給付を受ける地位についてのみ原告に定義権能を与える。これと整合し得る攻撃防御方法レベルの紛争定義権能の分配枠組みとしては、不利益陳述状況の処理についての主張共通の原則、及び、証明責任説がある。主張共通の原則は攻撃防御方法レベルでの紛争定義権能を両当事者に平等に与え、証明責任説は、証明責任の所在により攻撃防御方法レベルでの紛争定義権能を分配する。「相手方の援用しない自己に不利益な事実の陳述」単体で見た場合には、証明責任説が妥当だと考えられるが、攻撃防御方法レベルでの紛争定義権能という観点からみた場合、証明責任説は、その分配基準として証明責任が適切かどうかが問題となる。この点を解明することが証明責任説の課題である。

この研究成果は、「相手方の援用しない自

己に不利益な事実の陳述」の扱いを、紛争定義権能、訴訟物理論との連関性という複眼的思考の元で考察することを導く点に、意義・重要性がある。

左記1. ②の問題は、理由付請求原因事実の一部（のみ）が訴訟物を特定する関係に立つ場合に生じる問題である。（a）（b）間に生じる紛争定義権能の際は合理的ではないと考えられ、この区別をなくす対処方法としては、証明責任説に立ち、理由付請求原因事実についての攻撃防御方法レベルの紛争定義権能を原告にのみ与える、という方法が考えられる。

この研究成果は、具体的な訴訟物の特定との関連から、証明責任説の合理性を基礎付ける点に、意義がある。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計7件）

[1] 八田卓也「民事訴訟法-『民訴』を『眠素』にしないために」法学セミナー676号 38-42頁（2011年）査読無

[2] 八田卓也「不利益変更の禁止(2)——一部請求と相殺の抗弁」高橋宏志他編『民事訴訟法判例百選第4版』240-241頁(2010年) 査読無

[3] 八田卓也「分割保険料支払の証明責任」山下友信他編『保険法判例百選』30-31頁（2010年）査読無

[4] 八田卓也「事実認定と証明」法律時報 82巻2号 34-39頁（2010年）査読無

[5] 八田卓也「検証第4回新司法試験民事系科目（3）〔民事訴訟法〕」ロースクール研究14号 43-52頁（2009年）査読無

[6] 八田卓也「入会集団の一部の構成員が、訴えの提起に同調しない構成員を被告に加えて構成員全員が訴訟当事者となる形式で第三者に対する入会権確認の訴えを提起することの許否（最判平成20.7.17）」私法判例リマックス 39号 106-109頁（2009年）査読無

[7] 八田卓也「民事訴訟における主張共通の原則」南野森編『ブリッジブック法学入門』（信山社）151-165頁（2009年）査読無

〔学会発表〕（計1件）

[1] 八田卓也、「相手方の援用しない当事者の自己に不利益な陳述」の取扱いについて、完済民事訴訟法研究会、2009年6月27日、エル・おおさか

〔図書〕（計3件）

[1] 大村敦志（1番目）＝加藤新太郎（2番目）＝須藤典明（24番目）＝八田卓也（21番目）他33名『民事法I（第2版）』（日本評論社）（共著、215-223, 234-243頁を執筆）（2010年）

[2] 長谷部由起子（1番目）＝山本弘（2番目）＝笠井正俊（3番目）＝八田卓也（30番目）他30名『基礎演習民事訴訟法』（弘文堂）（共著、336-350頁を執筆）（2010年）

[3] 中西正＝中島弘雅＝八田卓也『民事執行・民事保全法』（有斐閣）（共著、1-16頁、29-61頁、200-230頁、285-305頁を執筆）（2010年）

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

八田卓也 (HATTA TAKUYA)

神戸大学・法学研究科・准教授

研究者番号：40272413

(2) 研究分担者

(3) 連携研究者